

## 帯広市交通安全市民会議について

### 1 帯広市交通安全市民会議とは

- 交通安全上の諸問題について総合的、効果的な対策を推進するため、市長の附属機関（※）として設置されています（帯広市交通安全市民会議条例第1条より）。
- （※）市長の附属機関：地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の求めに応じて審議等を行い、会議としての意見を集約し、市長へ報告・答申等を行うことを目的とする機関。

### 2 委員の皆様の役割

- 委員は「交通運輸に携わる者」、「学識経験を有する者」、「公共的団体等に属する者」、「関係行政機関の職員」、「その他市長が必要と認める者」で構成されています（条例第4条）。
- 会議では、主に「帯広市が作成する交通安全計画及び実施計画」や「交通安全に関する諸問題」についてご意見をいただきます。
- 委員の任期は2年です（現行の委員の任期は令和9年12月19日まで）。

### 3 会議の開催

- 会議は年2回程度、開催しています。
- 次年度（令和8年度）につきましては、第12次帯広市交通安全計画の策定に係り、年4回の開催を予定しております（※策定と会議開催スケジュール（案）について、4のとおり）。
- 会議は1回1～2時間程度。1回の出席につき8,500円の報酬をお支払いします。

### 4 第12次帯広市交通安全計画の策定と会議開催スケジュール（案）

- 現行の第11次帯広市交通安全計画の計画期間が、令和8年度末をもって終了することに伴い、次期計画の策定に向けた作業を進めていきます。  
(スケジュールは前回策定期を踏まえた現時点の案となりますので、開催時期や内容に変更がある場合があります)
- 計画策定作業の各段階で交通安全市民会議を開催し、委員の皆様へご説明をさせていただくほか、原案作成時には本市より市民会議へ諮問をさせていただき、皆様より答申をいただく予定です。

#### 【策定・会議開催スケジュール（案）】

時期	策定の流れ(市の作業)	市民会議
～7・8月	骨子作成	骨子説明【第1回会議】
9月～ 11月	市民会議に対し諮問	市より諮問受理・審議【第2回会議】
	市民会議より答申受理	答申内容確認【第3回会議】
	原案作成(答申を受けて)	市民会議会長より市長へ答申
	市民会議委員へ原案報告(送付)	各委員 原案確認
12月～ 3月	パブリックコメント	
	最終案作成	最終案説明【第4回会議】
	市民会議委員へ成案報告(送付)	各委員 成案確認